

日本橋 LIVA 整形外科からのご案内



当院は、以下の施設基準に適合している旨、
厚生労働省地方厚生（支）局に届出を行っています。

電子的診療情報連携体制整備加算	運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
小児運動器疾患指導管理料	下肢創傷処置管理料
二次性骨折予防継続管理料 3	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

当院は、以下の施設基準に適合している
ものとして下記を算定しています。

明細書発行体制等加算	
一般名処方加算	

◆明細書発行体制等加算に関する揭示

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる**明細書を無料で発行**しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものです。その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

◆電子的診療情報連携体制整備加算に関する揭示

当院では、医療DXを推進し、質の高い医療を提供するための体制を整備しています。

1. オンライン資格確認・オンライン請求の実施

医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を、診察室・処置室等において閲覧または活用できる体制を有しています。

2. 電子処方箋の発行体制

電子処方箋を発行する体制を有しています。

3. 電子カルテ情報共有サービス（電子カルテ情報連携）

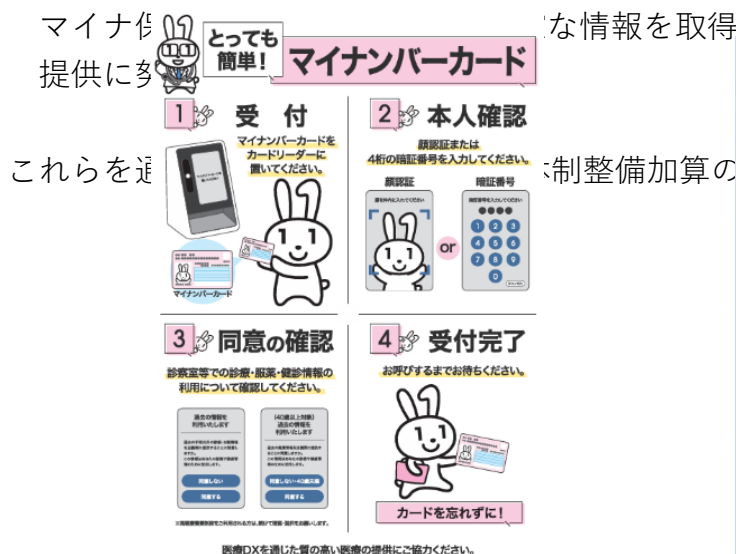
電子カルテ情報共有サービス活用し、ほかの医療機関等と連携して情報を共有・活用する体制を整備しています。（※現在準備中）

4. マイナ保険証の利用推奨

マイナ作りに必要な情報を取得・活用することで、より質の高い医療の提供に努めます。

とっても簡単！
マイナンバーカード

ぜひ、一度使ってみませんか？



◆一般名処方に関するお知らせ

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

【一般名処方とは】

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。これにより、特定の医薬品が不足した場合でも、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

【診療報酬の算定について】

厚生労働省の定めた算定要件に基づき、下記の点数を診療料に加算させていただきます。

- **一般名処方加算 1：** 8 点（後発品がある全ての医薬品を一般名で処方した場合）
- **一般名処方加算 2：** 6 点（1 品目でも一般名で処方した場合）

1.長期処方・リフィル処方への対応

患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、以下のいずれかへの対応が可能です。

- **28 日以上 of 長期処方**
- **リフィル処方箋の発行**

※長期処方やリフィル処方箋の交付が可能かどうかは、病状に応じて医師が判断いたします。

2.医療DXの推進

当院では、質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認や電子処方箋など、医療DX推進体制を整備し、情報を活用して診療を行っております。

ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。



たら、医師またはスタッフ
ださい。

証明書・診断書等の料金

診断書	一般診断書	5,500 円
	警察用診断書	11,000 円
	生命保険用診断書	5,500 円
	自賠責保険用診断書	6,600 円
	自賠責保険用明細書	4,400 円
	身体障害者用診断書	11,000 円
証明書	医療費領収証明書	550 円
	その他証明書	1,100 円
その他	診察券再発行手数料	110 円
	動注治療（動脈注射治療）片手	27,500 円
	開示手数料	3,300 円
	カルテの写し（1 枚）	22 円
	画像データ出力（CD-R）	550 円

2026 年 11 月 2 日
日本橋 LIVA 慶友整形外科